

第8回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年1月31日（木）15:57～17:12

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用特別第2会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、大田弘子（議長）、野坂美穂、林いづみ、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

（ヒアリング出席者）国土交通省：北村建設流通政策審議官

高橋建設業課長

日本経済団体連合会：上田産業政策本部長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・個人事業主の事業承継について（国土交通省からヒアリング）

2. 日本経済団体連合会からのヒアリング

・行政手続簡素化の取組に関する意見について

3. 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、まだ、お見えでない方もいらっしゃいますが、おおむねおそろいでございますので、第8回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。ありがとうございます。

安念部会長代理、國領専門委員、堤専門委員が御欠席でございます。

林委員は、途中で御退席ということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として、個人事業主の事業承継について取り上げます。

本件につきましては、昨年12月の部会において、厚生労働省、国土交通省、財務省からヒアリングを行いました。その際、国土交通省から建設業法の見直しの中で個人事業主の事業承継について検討しているとの御説明があったところでございます。

本日は、国土交通省より個人事業主の事業承継に関して具体的に想定されているスキームなどにつき、御説明をいただきたいと思っております。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、国土交通省より10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

○北村審議官 国土交通省の建設流通政策審議官を務めます、北村と申します。どうぞ、よろしく願いします。

お手元の資料にのっとって御説明をさせていただきたいと思います。

ただいま、私ども国土交通省では、建設業法の見直しを検討してございまして、その中で、事業承継についても1つの改正事項ということで検討をしております。

お手元の資料で、周辺のなところから大変恐縮ですけれども、1ページ目は、私どものほうに審議会がございまして、中央建設業審議会というところと、社会資本整備審議会というものの下に小委員会を設けまして、法律改正に関する御議論をいただいているところでございます。

昨年の6月に中間取りまとめをいただいた後、この1月にも議論をいただいております。目下、この通常国会に提出すべく、法案の検討をしているところでございます。

2ページ目が、1月のこの委員会に提出した資料でございまして、資料そのものでございますので、ちょっと余計なことも書いてございますけれども、下のほうで「今後の方向性」ということで、先ほど申しました6月の中間取りまとめでは、建設業者全般の事業承継ということで、どちらかという、法人の合併とか、そういったときのことを念頭に御議論をいただいておりますけれども、1月のときには、個人事業主の事業承継、また、相続についても同様の問題があるということ、私どもの事務局から問題提起をして、委員の先生に御議論をいただいているところでございます。

次の3ページ目が、現在考えている内容でございまして、まず、上のほうに現行の制度とございます。

現在、建設業法には事業承継に関する規定が一切ございませんので、法人の事業承継、個人の場合も、とにかく主体が変わる場合には、一旦そこで打ち切りになりまして、新たに譲渡を受けた方が許可を取り直すということになってございますので、現在の問題点としては、事業の承継時、また、相続時に新規の許可取得が原則として必要であって、事業の空白期間が生ずるということです。

原則としてというのは、非常に例外的な場合ですけれども、例えば、建設会社が建設会社を吸収合併して、吸収したほうが存続会社と同じような許可条件になるような場合には、これは、届出で足りるという例外的な規定がございまして、基本的に、建設業法は、いろいろな職種に分かれておりますので、そういったところで何らかの変更があれば、許可を取り直しということになっております。

あと、実務的な問題としては、そういった場合に新規の許可ということで、現行の制度では、一から事業を起こす場合と同じだけの手間暇が掛かるものですから、提出する書類

が非常に多いというような問題点があると認識をしております。

参考ということで、下に現行の許可制度の要件を書かせていただいております、現在、3つ、経営の安定性ということで、経営の能力とか、財産的基礎、技術がちゃんと備わっているかと、あとは適格性ということで、不誠実なことをしないというようなことを要件とさせていただきます。

その他、例えば、成年被後見人に該当しないとか、暴力団員でないとか、そういう欠格要件がございます、こういったものを法人、個人であっても審査をして許可をするというのが現行の制度でございます、現在は、承継の場合にも、ここに書いてあるような要件も、もちろん見るということになってございます。

4ページ目でございますが、現在、検討しているスキームということでございますが、まず、事業承継の場合でございますけれども、例えば、A者がB者に承継するという場合には、B者が、例えば、来年の4月から、そういうことをやりたいというのであれば、事前に認可を受けるということで、事前の認可で実質的な中身の審査をさせていただいて、事業承継当日に、新たな形で許可が、前の形の承継ができるということで、タイムラグが生じないような手続を創設したいと考えてございます。

これについては、法人だけではなくて、個人の場合も生前の承継ということが可能になるということになります。

ポンチ絵としては、右側に書いてあるような形で、この点々のところ、譲渡人から譲受人、事前の手続ということで、このまま営業ができるということを考えてございます。

相続の場合でございますが、相続につきましては、死亡後、認可を受ければ先代の地位を承継できるというような形で考えてございます。

先ほど、許可の要件が幾つかあると申し上げましたが、建設業法の場合には、特に個人営業の場合が議論になっているかと思っておりますけれども、個人の資質というか、能力というものをしっかりと見て許可を下ろすという形になってございますので、自動的に、とにかく息子さんが相続したら、親の権利を全て承継できるというのは、若干、建設業法上難しいかということでございますので、なるべく簡易な手続でできるようにということは考えてございますけれども、そういう認可という手続をかませていただいて地位を承継するということを考えてございます。

手続ということでございますが、ここで変更のあった部分の書類の提出で手続可能と書いてございますけれども、これは、非常にテクニカルな話ではありますけれども、現在は、とにかく一から許可を取り直すということでございますので、許可に関する書類、全て出し直してもらおうということになってございますけれども、今回、認可ということで、それまでの事業の継続を図るということを前提に制度設計をいたしまして、そうしますと、とにかく必要のない、変わらない書類は出さなくていいというようなことに整理をさせていただきたいと思っております。

単純に数だけ数えてどうだということでもないのでございますけれども、現在、許可の際に必要な

な書類が全部で29、これは、省令上の様式の数でございます。29ございますけれども、それが、下のほうの参考ということで書いてございます。

許可の申請書というのは、頭紙みたいなものですから、当たり前ですが、付随していろいろな証明書を出していただいておりますけれども、今回の制度改革によりまして、赤字の部分につきましては、これは、変更があった場合は、そこだけ出してくださいと、変更がなければ出さなくていいですよということで、どうしても必要なものは29分の9と、それ以外のものについては、それぞれの承継の際に、何らかの事情変更があった場合にだけ出してくださいというようなことを考えているということでございます。

というようなことで、今回の改正によりまして、ちょっと相続の場合は若干の手続が必要になりますけれども、それ以外の事業承継であれば、とにかく空白期間が起らないと。

あと、相続も含めて、その際の手続については、極力簡素化した形で承継ができるというようなことを制度として考えているところでございます。

とりあえずの御説明は、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等があれば、よろしく願いします。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと確認したいのですが、1つは、この想定されている仕組みで、実際の承継の認可というものの有効期間と申しますか、どのぐらい前に受けることを想定されているのかということ。

もう一つは、認可の審査の期間、これは、どのくらいかかるものと想定されているのか、例えば、現在の許可の審査に比べてどうか、その辺について感触でもおわかりになれば、教えていただきたいのですけれども。

○高橋課長 今、詳細は検討しているところでございますけれども、許可の場合の標準処理期間が120日となっておりますので、そこを1つ視野に置きながら、それよりも書類とかを簡素化していきますので、その分、短くするようなことを考えたいと思っております。

その必要な期間に応じて、どのぐらい前から手続を始めるかといったところについては、検討をさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 今のお答えでよろしいですか。

○大崎専門委員 はい。

○高橋部会長 ちょっと抽象的だったと思うのですけれども、そこは、まだ、具体的にはわからない。

○高橋課長 今、細部を検討しているところでございますので、なるべく円滑にやれるような方向で調整をさせていただきたいと考えております。

今、申しましたのは、許可の場合の標準処理期間が120日と定められておりますので、許

可よりは、いろんな書類を省きますので、当然短く出せるように検討したいと考えております。

○高橋部会長 とにかく間に合わないでというのだと困るので、そこはうまく事前の期間と審査期間、ちゃんとシームレスに進むようにお願いしたいと思います。

ほかに、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

考え方としては、合理的な設計になっているかと思うのですが、1点だけ確認ということでお聞かせ願えればと思います。

基本的に、提出書類のここに書いてあるものについては、相続の場合と、事業承継の場合には変わらないと。

ただ、当然、相続の場合は、その方が、相続人が1人であれば別ですけれども、この事業を相続するというところについては、何か書類を出さなければいけないという点で、相続の場合のほうが手続は複雑になる。多分、事業譲渡の場合は、事業譲渡契約か何かで済むのだらうと思うのですが、実際は、そういう差が出るのか、もうそこも余りにしないでいいのか、その辺を教えていただければと思います。

○高橋課長 基本的な許可あるいは認可に必要な書類というのは、基本のベースの部分是一緒だと思っておりますけれども、御指摘を賜りましたように、相続の場合であると、当然、相続人の方がたくさんいらっしゃる中で、この方が承継したいというようなこととなりますので、そこは、確認するような書類をいただくことは検討する必要があるかなと考えておりますけれども、それ以外の部分については、基本的な許可の要件は一緒でございますので、同様なもので、なおかつ本人性のあるものを確認していくということで検討させていただきたいと考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 余り細かいことを今議論してもしょうがないと思うのですが、相続の確定にある程度時間がかかる場合というのが、意外と現実にはあるわけですが、そこで1年とか2年かかっても同じような手続でいいと、こういう理解でしょうか。

○高橋課長 どこまで長く、確かに見なすかというところも1つ議論が当然あるのだと思っております。

ただ、通常相続とちょっと違うのは、財産の相続ですと、当然、相続人が同等の法的な資格の方が3人いらっしゃれば3等分というようなことで、全部割るわけですけれども、これは事業の承継ですので、自分が継ぎたいのだと、ほかの人は継ぎたくないのだというようなことさえ決めていただければ、承継の手続に入っていただけるのかなと思っておりますので、通常のほかの財産の協議とは分離して考えることができるかなと思っておりますので、そのどなたが引き継がれるかということに要するような期間を設定してというようなことになるのかなと考えております。

○佐久間専門委員 もう考え方はわかったのでいいのですが、現実的には、なかなか

かこれだけを別に先行して、相続人が確定するという事は、多分、難しいのではないかと思います。ただ、これは、今後の具体的な詰めだと思います。

○高橋部会長 では、川田専門委員。

○川田専門委員 ありがとうございます。

私から質問が1点なのですが、今回、検討されているスキームというのは、提出する書類の数を減らすということだと思います。けれども、そもそも、現在ある29のうち、残る9の書類あるいは手続についても、例えば、電子化するであるとか、あるいは書類の中身の簡素化も検討するとか、そういうことをされているのでしょうか。

○高橋課長 この承継に関する議論とは別途、許可自体の申請書類の簡素化ということも宿題をいただいておりますし、また、電子化ということも宿題をいただいておりますので、それについて御指摘をいただいていることに沿って、きっちりやっつけよう、今、準備を進めているところでございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 許可で120日ですから、ほぼ4カ月ですね。それで、事業の承継の場合はまだしも、相続の場合、認可を受けるとなると、突然、予期せず亡くなられた場合に、120日より短くなるにしても、その間、事業が行えないのかどうかという点を、まず、お聞きしたい。

それから、他省庁などの事例では、相続の場合については、届出だけで済ませるといような制度もあるわけで、そうした制度がとれない理由ですね、そこについて少し説明をしていただけないかと思うのです。

○高橋課長 今、まさに御指摘のところ、法制局と法制的な面で詰めているところでございます。

私どもも、他省庁、他法令のいろんな制度を調べて、そうした中で、どこまで法的に書けるのかというような議論をしておるところでございますけれども、承継規定の中でもいろいろございまして、例えば、施設とかの基準的なものを見ておるようなものも、例えば、営業施設の基準、物的要件などを見ているような制度も結構多うございます。

私どもの建設業の場合は、先ほどの資料の3ページのところを御覧いただきますと、ここに経営の安定性、技術力、適格性ということで、3要素を書かせていただいておりますけれども、例えば、財産的基礎であったり、これは、個人事業主の方の場合でも、施工するに足りるだけの資力を持っているのかということを確認させていただくとか、あと、技術力で、専任の技術者を配置しているのかとか、適格性の要件を満たしているのかとか、そうしたところを置いておりますので、単純に物的要件のみで継続できるというものでもないのかなというところでございます。

一方で、承継規定を置く以上は、その間、仕事を引き継ぐというところが重要になってまいりますので、そこは、今、まさに法制的にどこまでみなし期間の効力を置けるもの

かというようなところを、今、法制局のほうと議論を詰めておるところでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 さらに伺いたいのですが、相続前には事業を被相続人はしていたわけですから、それが、現行の許可要件を満たしていないということであれば、許可の取消しとか、停止とかの対象になり得るわけで、基本的には、そうした行為がなされていなかったということは、こうした要件を満たしているということになります。したがって、届出の際に、先ほどありましたような事業承継する相続人が暴力団員でないことの誓約書とか、そういう人的要件を確認できる文書を求めれば足りて、そうであれば、今のような認可制度というような仕組みではなくてもいいのではないかと、手続をもっと簡素化できるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○高橋課長 私どももいろんな角度から、なるべく円滑な承継が進むようにというようなことで議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、個人事業主の方が、お一人でやっていらっしゃるとか、例えば、奥様とお二人でやっていらっしゃるとか、そういうような形態が非常に多い中で、御自身が技術者となっていて、技術力の担保になっているようなケースも非常に多いというようなこともございますし、そもそも財産的基礎みたいなところも、どうしても建設業の場合は、工場製品と違って、物を見て消費者が買うわけにいかないの、特に個人事業主の場合は、個人の消費者の方、例えば、自宅を建てるとか、自宅のリフォームをするとか、そういう方が相手になってくるということがありますので、消費者保護の観点とのバランスも考えながら検討を進めさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 4カ月よりも短いにしても、かなりの期間事業ができないとなると、それだけで倒産等のリスクを抱えてしまうわけで、もう少しきめ細かな中小企業者に対する配慮が必要ということだけは指摘させていただきたい。

○北村審議官 よろしいですか。

今回のお題とは直接関係なかったのですが、前回のヒアリングでお話をしていないかと思っておりますけれども、今回の建設業法の改正の中で、そういう中小企業の方の事業承継についてやりやすくするという別途の御意見を私どもは賜っておりますして、例えば、先代が社長さんで経営していたと。息子が、例えば、どこかのゼネコンに修行に行っていますというようなときに、お父さんが急に亡くなられたときに、では、息子が戻ってきて継げるかということなのですが、今の許可要件の、先ほどの説明の資料で、こちらの3ページを御覧いただければと思うのですが、経営の安定性というところで、この中での経営能力で、経営業務管理責任者というものが書いてございます。

これは、現在の建設業法では、建設業の仕事を取締役として5年以上やっている人が必要だということになってございまして、これは、私ども、今言ったようなケースで、例えば、息子が外で修行しているというときに、当然、個人の会社の息子さんがゼネコンで修

行して、ゼネコンで課長さんとか、当然経営者ではないものですから、そうすると、戻ってきて後を継ぐときに、経營業務管理責任者の規定が邪魔をして後が継げないと、これを何とかしてくれと、これは、中小の経営者の方から言われておりました。

今回、建設業法の改正の中で、5年間取締役でいなければいけないという要件を何とか緩和できないかということで、これは、先ほど課長も申しあげましたように、建設業法の許可の基準というのは、消費者保護の観点もあるものですから、とにかく息子だったら誰でもいいよというような乱暴なことはできないのですが、仮に息子さんに経験がなくても、会社全体としてしっかりとした経営ができるのであれば、その経營業務管理責任者をもう少し柔軟にしようということで、そういった観点で事業承継をやりやすくするような仕組みを別途検討させていただいております。

私ども、先ほど、全て届出でやればいいのかという御議論もあろうかと思うのですけれども、何度も申し上げますけれども、今の許可制度のもとで、なるべく簡潔にできるような認可という、余計な書類とかは出さないと、期間もなるべく短くしてと、別途、今言いましたような許可の要件緩和も行うということで事業承継、特に個人の経営者の方も、私ども、結構後継ぎ不足で店を畳むというような話を聞いてございますので、そういったことにも対応できるようにということを、今回の建設業法で検討しているところでございます。

○高橋部会長 一番問題なのは、突然亡くなられたときの承継の話だと思うのですけれども、そのときは、濱西専門委員がおっしゃったように、いきなり亡くなられて承継したいというときに空白期間があって、その空白期間があるがゆえに倒産して、結局、事実上不可能になるというような話もあって、その場合については、みなしのような規定も考えられるということですね。

○北村審議官 非常に説明しづらいのは、今、まさに法律の制度設計をしている最中で、内閣法制局とかとも議論をしているところでございます。私ども、その問題意識を持っておりまして、ただ、そもそも今であれば、とにかく全く許可の取り直しなので、全く切れるものですから、どういう形であれ、現行よりは進歩しているとは思いますが、その上で、許可がなくなった場合に、でも、現在、お仕事をされていると、それを後の息子さんが継いだときに、何度も言いますが、とにかく個人の資質を見ているものですから、一切チェックをしないということはありませんが、それまでの間、要はチェックがおきるまでの間、暫定的にどの程度のことができるかどうか。

例えば、現在、北村から家を建てるのを頼まれていましたというときに、親父さんが亡くなって、許可要件がなくなったから、では、それは途中で打ち切るのかというと、今やっている仕事は終わるまでやってもいいのでしょうかという考え方もあるでしょうし、場合によっては、新しい仕事をとってきてもいいよということもあろうかと思っておりますけれども、そこは一方で消費者保護の観点もございまして、万が一ですけれども、息子さんが暴力団関係者だったりとか、あとは、非常に借金まみれの人だったということもあるものですか

ら、そういう人がどんどん営業していいのかということ、バランスをどういうふうにとるのかということ、今、内閣法制局とも議論をして、そこら辺のバランスで、承継の便宜と消費者保護の観点と、そういうことはめったにないとは思いますが、その辺の緩和をどういうふうにしようかということで、今、詰めている最中でございます。

○高橋部会長 概念論争になってきて、法制的には、新規もとれて、例えば、審査期間が通常120日で、大体3分の1だと、1カ月ですね。1カ月ぐらひは継続的に見なされて、そこで要件がクリアできないとなったら切れると、これは、事前届出とほとんど同じだと、私は思います。要するに、事前に届けて要件が満たしていないのだから、そこで改善命令なり停止命令が出て、それで事業が終わってしまう。

そういう意味では、基本的に新規ができるような制度であれば、本当に概念論争になってしまうので、そこは実質、ある一定期間だけは、きちんと継続的に営業ができるという制度を作っただけであれば、我々としては、実質上の事業承継が相続の場合にも果たされるということだと思います。そこは、ぜひ内閣法制局とも、1カ月ですからね、1カ月で消費者保護に本当に本質的に触るのかどうか、この辺はしっかり内閣法制局と調整していただきたいということ。

もう一つは、概念論争をしたくないのですが、専任技術者の変更について届出でいいわけですね。そういう意味では、残るのは経營業務管理のところしか残らないと思うのですが、そういう意味では、實際上、事業をともにしていた方が、息子さんが、実際に継ぐとなれば、これは事業が続くわけだから、通常は、事業能力はそんなに大きな変動はないのではないかと、私は思うのですが、そこは、どうしても事前に見なければいけないのですか。

○高橋課長 先ほどの3ページの許可の要件のところでは、技術力のほかにも経営安定性、適格性とありますけれども、経營業務管理責任者の部分は、先ほど北村のほうから申しあげましたように、今、要件を外すことを検討しておりますけれども、財産的基礎のところは、やはり、確認をする必要があると考えておまして、こうしたところは、適格性のところなどは、確認をする必要があるのかなと考えております。

○高橋部会長 いや、ですから、財産的基礎の部分だけであれば、それは、事前届出制というか、結局、事後届出ですか、届出だけでも、届出書を見て、これは駄目だとなれば、事後的にやめると、1カ月以内に業務停止命令とか、解散、要するに業務禁止命令が出る。それは、實際上、届出と同じで、概念論争はしたくないのですから、ここは、實際上、そういう形で1カ月の間に事業が継続的にできて、行政のチェックもできるというシステムになれば、我々はそれでいいのです。ぜひ内閣法制局とそういう形で詰めていただければありがたいと思いますが、そういう方向は御検討いただけないでしょうか。

○北村審議官 方向としては、検討しているということを申し上げていますが、何度も言いましたように、そこはバランスをどう考えるかということですので、事業承継を便利にするということと、1カ月だからとおっしゃいますけれども、ただ、い

ろいろ考えると、1つは、財務のところと、あと、建設業の場合は、暴力団というものがどうしても非常に引っかかるところでございますので、1カ月とはいえ、その1カ月の間に、本当にレアなことだと思えますけれども、非常にたちの悪いと言うとあれですけども、息子さんがいて、その1カ月の間に、とにかく個人の方からいろんな受注をして、頭金をいっぱい取ってきてドロクしてしまうということも考えられないわけではないものですから、そこはバランスをどう考えるか。

最後は、制度の仕組み方なので、私ども、今、部会長がおっしゃるような方向で、それを認可と言うのか、届出プラス後の変更命令と言うのか、その言葉の使い方は法令全般の用例の使い方かと思っておりますけれども、そういう方向性が事業承継を考える、特に中小企業の方からニーズがあるということは承知しておりますので、そういったことができるかどうかということで、法制的な検討は、私どもとしては前向きに行いたいと思っておりますけれども、現時点では、そういうネガティブなことも想定されるものですから、今、この場でそれが約束できるほどの議論が、現時点では、政府部内で深まっておりますので、今日のところは、そういう御答弁で御勘弁をいただきたいと思えます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

では、八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 事前承継の事前の認可を受けることによりと書いてあるのですが、これは、事前の認可をするための要件というのはあるのですか、事前の認可申請をするための要件。

○高橋課長 そういう意味では、今、考えておりますのは、御指摘もいただいております、そういう相続の場合みたいなことを当然考えていくということ。

あと、それ以外にも普通に事業自体を譲渡する、自分はもうやめるからほかに譲渡するとか、合併をしたいとか、そういういろんな企業活動とか、事業活動の引き継ぎみたいなところを念頭に、今、制度設計を考えております。

○八剣専門委員 どういうケースでもいいのですが、例えば、相続の場合、相続される死にそんな要件が述べられるとか、そういうコンディションがあるのですかというのが質問の背景なのですけれども、事前の認可を得た場合は、行使するまでの期間に制限がありますか。

○高橋課長 2つあるかと思えます。個人事業主の場合で、相続とは関係なく、生前に事業譲渡するような場合、それは、普通に事業をやっている状態での事業譲渡ですので、普通の事業譲渡として捉えていいのだらうと思えます。

相続の場合というのは、あくまで相続ですので、被相続人の方、事業をやっている方がお亡くなりになったようなケースということで、要は、死にそんなときとか、そういうようなことにとりより、要は事前にわかる場合は、普通に事業承継、事業譲渡で、息子さんに事業譲渡していただければ対象になってまいりますので、相続として、法制的に詰めているのは、お亡くなりになった場合にとりようなこととございます。

○八刃専門委員 有効期間は。

○高橋課長 そこも、今、法制的な議論をしているところなのですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、既存の事業をどうするのかとか、新規のものを含めていいのかとか、それが長過ぎるとどうなのだとか、それは、手続に要する期間で大体収まるぐらいでやるべきではないのかとか、そうしたところを、今、いろんなファクターを見ながら法制的な検討をさせていただいているところでございます。

○八刃専門委員 質問の意図は、例えば、有効期間が半年とかということであれば、事実上、認可申請をすれば、やらざるを得なくなるわけですがけれども、かなりの幅を持った認可基準、2年以内とか、3年以内ということであれば、また、考え方も違うのかなと思ってお聞きしたのですけれども、基本的には、終わったら事業譲渡してくださいねと、そういうプロセスと聞いていいですね。

○高橋課長 はい、どちらかという、長いというよりは、死亡とかが発生したときに直ちにというケースを想定しております。

○北村審議官 すみません、基本的には、いつの時点で承継するかというのは、決めていただかないと、認可を取って3年後か、いつの時点かわからないけれども、とりあえず認可を取っておいて、本来、社長になるべき人が親か息子かわからないというのが続くと困りますので、それは、事前の場合であっても、この日に譲るので、あとは、いろいろ財産上の状況とか、それも見させていただきますので、そこは決めていただいた上でということだと思っております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか、ちょっと質問をしたいのですが、やはり、審査をしなければいけないとおっしゃっているので、どういうふうに審査するのか、財産的基礎と金銭的信用ですね。

あと、暴力団員の欠格要件についても、例えば、警察庁に問い合わせをする等されているかどうかとか、そういう話は、実際にどんな審査をされているのかも含めて、ちょっと御教示いただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 生前の事業譲渡の承継について、大変簡素化に向けた御検討をいただきまして、ありがとうございます。

少し観点が違う質問ですが、事業譲渡契約が有効に締結されているかどうかは、この手続の前提として、別枠でチェックされるのでしょうか。拝見した黒字のところには入っていないように思うのですが、どの段階でチェックされるのでしょうか。

○高橋課長 すみません、今の許可で必要とされる書類に対して、どういった部分が簡素化できるかという観点で作らせていただいておりますので、例えば、事業譲渡であれば、当然、事業譲渡についての申請が上がってくるという格好になりますので、そこは、事業譲渡が、こういうことで考えていますというような書類がついてくるのだろうと思ってお

ります。

この資料は、今の許可書類の中で、このところは本人性ではないものなので、これは省略できるのではないかとのことでございます。

それから、先ほど部会長から御指摘があった、例えば、暴力団の関係のチェックとかは、全部警察のほうに照会を一件一件かけてやっております、そうした照会して返ってくる時間なども、標準処理期間に含めておりましたり、財産的基礎の場合は、個人事業主の場合は500万円以上ということにしておりますので、資産の状況などを確認させていただいて、これは、万一、例えば、つくった住宅とかに瑕疵があったような場合の瑕疵担保の責任とか、周りに災害的なことを起こしたような、公衆災害などの部分を最低限担保できるような部分は守っていただくという観点で定めておる規定になっております。

○高橋部会長 実態を事務局を通じてお出しただけだと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきますと思います。

国土交通省におかれては、建設業法については、相続や事業承継の規定そのものがなかったことから、これを新設することは一定の前進であると、これは委員の方もおっしゃったことだと思います。

ただ、運用面につきまして、事業者の負担を大幅に軽減していただきたいと思っております。

さらに言いますと、今、こだわっていますが、届出ではなく認可にするという実質上の審査の必要性ですね。この辺について、少し事務局を通じて具体的に、今までどのぐらいかかっているかと、この辺も含めてお出しただけだと思います。場合によっては、再度、ヒアリングをさせていただくこともあるかもしれません。御承知置きいただければありがたいと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。また、引き続き、よろしく願いいたします。

(国土交通省 退室)

(日本経済団体連合会 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続きまして、日本経済団体連合会、経団連より、行政手続簡素化の取組に関する意見について御説明を頂戴したいと思います。

本日は、経団連より御提案いただいた内容のうち、部会で取り上げることを予定している事項について、より詳細の御説明をいただくとともに、新たな提案事項についての御説明をお願いしたいと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、20分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○経団連 発表の機会、説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

具体的に企業が直面している内容について詳細に説明したいと考えておりますので、テーマによって発表者が時々かわりますが、御容赦いただければと思います。

それでは、まず、1番目の資料について御説明いたします。

○経団連 カラーになっております、資料2-1「従業員の住所氏名変更に伴い発生する社会保険事務の改善」ということについて説明をします。

まず、一番上の四角にありますとおり、課題として引っ越しと婚姻時に、自治体に出しているものと、会社を経由して行政機関に出しているもの、この2つの届出が存在しますので、ワンスオンリーの原則に従って、自治体のみの届出とできないかという提言でございます。

下の絵を見ていただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、現状では、自治体に転出・婚姻届等を出しているのと同時に、事業者を通して各種社会保険機関のほうに新しい住所とか氏名の届出をしているという状況になっています。

これを下側ですが、まず、ステップ1としては、事業者側から各種社会保険機関に届出というものを廃止していただいて、自治体のほうに届け出た情報を異動情報のみ、住基ネット側から社会保険機関のほうに提出していただくように変更する。

さらにステップ2については、社会保険機関側のほうから事業者のほうに、これらの情報を送信していただくと、従業員のほうは、届出するものが自治体1カ所になると、こういうふうにできないかというお話です。

このステップ1について詳細を次のページに書いております。

まず、社会保険の各機関のほうについては、日本年金機構、ハローワーク、あと、医療保険者、全て住基ネットにつながっているという状況でございます。

そのうち、日本年金機構については、既に住所変更届の省略をいただいているということがございますので、ハローワークの氏名変更届と、医療保険者の住所と氏名変更届、こちらを廃止していただくということが、年金機構さんと同じようにできるのではないかとこのところでございます。

さらに、補足になるのですが、一番下のほうに吹き出しで書いていますが、医療保険者については、住所が本当に必要かどうかというところも実は疑問に思っております、直接自宅への郵送物がないという話であれば、会社を経由すればいいので、住所情報を不保持とするということも可能ではないかということが1つあります。

さらに、その右側のほうになるのですが、健康保険証です。こちらのほうの配付を事業者を経由して行っているということがありますので、今、検討されているマイナンバーカード対応のほうで事業者側の健康保険証の配付返還作業というものを廃止にすれば、さらに事務の軽減が図れるということになるということを2つ補足でお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○経団連 続きますして、資料の2-2をごらんください。

1つ目は「同一資本の企業グループ内での社会保険業務の業務制限の見直し」でございます。

これにつきましては、経団連も数年来、規制改革要望等々を提出しており、こちらの行政手続部会でも何度も議論されている内容と承知しております。

既に御案内かと思いますが、大企業を中心にしまして、グループ内の間接業務を切り出して、1つの企業に集約するシェアード化が進展しております。

一方、社会保険労務士や社会保険労務士法人でなければ、別法人の社会保険業務を行うことができません。

このため、シェアード化した途端に、従来と同様の社会保険業務ができなくなる状況というのが生じておりまして、グループ全体の生産性向上を阻害しております。

そのため、この規制緩和を求めています。

なお、シェアードサービス会社に勤務する社会保険労務士も業務制限の対象となりますので、仮に要望の実現が難しければ、専門職の資格保有者について早急に規制の緩和をしていただきたいと考えております。

めくっていただきまして、2番目が「健康保険組合におけるJ-LIS利用」というテーマでございます。

要望元の企業によりまして、健康保険組合向けの説明会の中で、厚生労働省のほうから、健保組合においては加入者のマイナンバーをJ-LISではなく、事業主から入手すべきとの要請があったと認識しているようです。

健保組合がJ-LISを利用しても差し支えないか、改めて確認するとともに、問題なく利用できる場合には、情報の取得に要するリードタイムの短縮をお願いしたいと考えております。

続きますして、3番目が「個人番号と基礎年金番号との紐付けに関する負担軽減」です。

ここで説明者を交代いたします。

○経団連 3番「個人番号と基礎年金番号との紐付けに関する負担軽減」ということで、私のほうから御説明いたします。

資料は3番でございます。

要望内容でございますが、2つございます。

1つは、現在の事務、非常に負担がかかっておりますので、これを何とか効率化していただけないか、見直せないかということで、下の○につながっていきませんが、各行政手続において類似の情報、例えばでございますけれども、氏名が変わりましたといったときに、例えば、年金機構とかハローワークとか、市町村とか、ちょっと軸は変わりますが、健康保険組合とか、1つの事象で4つ、5つの届出をしておるといった類似の情報を個別に作成、提出しているものですから、この現状を改めたいということでございます。

これは、昨年の11月に内閣府のほうから御説明のありました、2020年に向けたデジタル化というようなイメージで、ポータルサイトを使った手続のワンストップ化を実現するというで解決していく課題かなと思っており、ぜひ推進をお願いしたいということでございます。

その下の要望理由でございますが、事務の負担を少し補足させていただきます。

この基礎年金番号と個人番号のひもづけというところでございますが、2017年ほどから、年1回日本年金機構のほうから住基ネットと年金機構に届けてある氏名、住所等が照合できないので、企業のほうでもう一度住所とかマイナンバーを確認してくださいというのが、2017年、2018年と来ております。その業務を参考で示してあります。

①番と②番は、行政サイドのほうでしていただいているかと思いますので、③番以降ですが、行政サイドのほうで不照合になったデータは、企業のほうに、①番に4情報とありますが、氏名、性別、生年月日、住所、この情報をいただいて、企業のほうからその方の企業への登録住所と、マイナンバーを付して、年金機構にお返ししているというのが③、④、⑤番のところでありまして。

少し戻りますが、参考のところに※印で書いてありますけれども、ある企業においては、個人番号を自社管理しているということではなく、外部機関に委託をしている企業も多数ございまして、自社でその回答をつくるのは完結しない。その管理会社とコラボして年金機構のほうに提出しています。

その下に四角で囲んでありますけれども、これまで申し上げましたのは、年1回の照会ですが、四角囲いの部分は、毎月毎月企業には新卒を初め、途中入社とか、有期雇用者とかの採用があり、そこでの不照合を示しております。

年金機構に取得届を出す際にも、年金機構のほうで、マイナンバー、個人番号とのひもづけを行いまして、その際に不照合になると、この方は不照合ですと返ってきます。そこで、また、その番号をひもづける作業というのが、ほぼ毎月のようにある企業では出ているということでございます。

場合によっては、入社後、間もなく退社される方も見えるものですから、退社後も、その照会に回答するために企業は追いかけているというような実情でございます。

少し事務的なところでございますが、以上のようなことでございます。

○経団連 続きまして、4番目と5番目でございますが、こちらは、過去の行政手続部会に提出した意見ではなく、経団連が毎年提出しております、規制改革要望をまとめる中で会員企業から提案のあった内容となります。

4番目でございますが、営業の許認可に関しまして、屋外広告業、それから探偵業、警備業につきまして、複数の地方公共団体に類似の登録や届け出を行う事例が見られますので、ワンストップ、ワンズオンリーの原則に従いまして、事業者の負担軽減を図っていただきたいという内容でございます。

5番目が、電子政府の総合窓口、e-Govに関する内容です。申請・届出手続の拡大や法令

検索機能の拡充、訂正・変更手続への対応の大きく3点について、さらなる利便性の向上や機能の拡充に関する提案がございましたので、資料に記載しております。

最後となりますが、行政手続部会の皆様におかれましては、事務局の皆様の御尽力等もありまして、行政手続コスト削減の取組が着実に進展していると認識しております。

経団連としては、政府の取組を後押しすべく、引き続きさまざまな提案を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

発表は、以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問等がございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

すみません、それでは、まず、資料2-1から順番にということですが、これは、異動情報のみ住基ネットから送信するというのは、技術的に見て可能なことなのでしょうか。その辺、私、詳しくないのですが。

○経団連 既に日本年金機構さんではやられているということですので、技術的には可能なはずだという認識でございます。

○高橋部会長 年金機構に対しては、既にやっていると。

○経団連 はい、日本年金機構さんのほうは、既に事業者からの異動情報届出を廃止していただいておりますので、同じことをハローワークと医療保険者のほうにもやっていただきたいという要望です。

○高橋部会長 送信するだけだから、基本的には、技術的には可能だということですかね。

○経団連 はい、可能と思っています。

○高橋部会長 わかりました。

ほかは、いかがでしょうか。

大崎専門委員。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

これは、官庁にお聞きしたほうがいいのかもしいのですが、2番目に御説明のあった社会保険業務の業務制限の話なのですけれども、これは、もともとの趣旨は何なのかね。

つまり、自法人であれば、社会保険労務士に限らず、社会保険業務をやっているということなのですね。

それから、何で他法人だと駄目だということになっているのか、それは、何か御存知ですか。

○高橋部会長 これは、随分前から厚労省と議論していて、営業所できちんと把握してもらわなければいかぬと、事業所だという話だったと思います。

事務局、ちょっと御説明願います。

○谷輪参事官 そうですね。社会保険の原則は、事業所単位で雇用などを把握するという

ことで、自社のそういう手続は、自社の社員ができるます。もちろん、社労士にアウトソースすることも可能ですが、原則は、事業所単位でということです。

○大崎専門委員　　というか、それがよくわからない、例えば、ここで書かれているケースなどですと、持ち株会社になって、傘下の事業会社があって、事業所としては同じ場所だったりするわけですね。それこそ、もともとと同じ社員として働いている人が、概念上という、ちょっと言い過ぎだけれども、雇用契約が、この法人とこっちの法人に分かれているというだけですね。

　　ということですね。ですから、これは非常にもっともな話だなと思ったのです。

○高橋部会長　　どうぞ。

○佐久間専門委員　今の点について、この社労士等々でなければいけないというのは、これは、有料の場合に限らず、無料でも別会社グループでシェアード化する場合はできないと、今はこういう整理になっているのでしょうか。

○経団連　　はい、そのように理解しております。

○高橋部会長　　どうぞ。

○川田専門委員　非常に大きな問題で、前回も指摘したところなのですが、そもそも社労士法が昭和40年代にできた法律で、それが今も1つの根拠になっているため、こういう不合理な仕組みが継続しているというのがあります。それは何とかならぬかということは何回も指摘させてもらったところなのですが、社労士法そのものが議員立法でできたという経緯もあって、政府部内で統一的に変更というのは、なかなか難しいという回答があったと記憶しておりますが、今は連結の時代で、納税も連結ですし、決算も連結という中で、これだけがばらばらというのは、企業としてはコスト的にも効率的にも悪いということになっておりますので、もう一度しっかりと取り上げる必要があるかなと、私も認識しております。

○高橋部会長　　これは、これで承ったということで、では、大田議長、どうぞ。

○大田議長　　ありがとうございます。

　　従業員の住所氏名変更の際の社会保険事務に関して、ステップ1の実現方策で、ハローワークと支払基金においても、異動者のみの情報把握をするということはどの程度難しく、何がネックになっているのでしょうか。経団連としてこれについて直接要望を出されたことがあれば教えてください。

○経団連　　何がネックですか。

○大田議長　　直接要望を出されて全然駄目だったとか、何かリアクションがあったかどうか。

○経団連　　直接は要望を出したことがないですね。ネックになっているところも、それで、まだわからないというところですよ。

○大田議長　　もう一ついいですか。

○高橋部会長　　どうぞ。

○大田議長 個人番号と基礎年金番号とのひもづけに関して、資料に参考として、①から⑤までひもづけの流れが書かれています。③で照合が完了しない場合に事業主に来るわけですね。これは、どういうケースでどの程度の比重で起こっているのでしょうか。

それから、④と⑤の話は、前のページにあるように、厚労省が事業主は従業員のマイナンバー情報を収集してきちんと管理しているのだという誤解があるから起こっている話であって、誤解であるということが認識されてやり方を検討すれば解決する話なのでしょう。ご要望として、この問題をどうすればいいとお考えなのか知りたいのですが。

○経団連 御質問は3つありまして、1つ目の不照合になるケースでございますが、例えば、海外に行かれています方とか、最初にマイナンバーを取得されていないとか、あとは、国内の出向で居住地を移動する、これは、単身赴任なのか家族帯同なのかによって住民票をどこに置くかというようなところの相違だとか、メーカーによっては有期雇用の従業員の方も採用するものですから、日本各地をいろんなところで就業されますと、住民票がどこにあるのかというようなケースで、そもそもの住基ネットに登録のその方の住所と、企業が持っている情報が不照合になるというケースが出てくると思われます。

あとは、比重といいますか、規模感なのですけれども、これは、当然企業によって大小あると思いますが、聞いておりますのは、2017年のときには、1,000人強ぐらいの不照合が出ているとか、それが照合できて、その次の年には約500件に減ったとか、ここの部分はだんだん収束に行くかなという気がしております。

ただ、この資料の一番下にありますように、毎月とか、毎年とか新しく入ってこられる方については、必ず照合できるわけではないものですから、ここのところは毎年結構継続的に不照合が出るのではないかと考えております。

あと、3番目の質問でございますけれども、どうしたらいいのかなという部分でございますが、すみません、ここは明解な答えをできかねるのですけれども、いわゆる行政で必要な、例えば、基礎年金番号にしても個人番号にしても、例えば、雇用保険番号にしても、あと、健康保険の番号とか、こういうものがデータベースで一連のひもづけがちゃんとできていけばいいかなという気がしています。

番号の種類がたくさんあっても、企業側にとっては非常に管理自体が煩雑化するというような認識をしております。すみません、最後はちょっと答えになっていませんけれども。

○高橋部会長 どうぞ。

○林委員 すみません、退室するので一言だけ、申し上げます。どの御要望も非常にもっともな御要望ですが、これをどう実現するかが課題です。例えばデータヘルスに関しては、厚労省も色々な動きをされていますが、個別の御要望をどこが責任をもって解決するかというグランドデザインを、今後詰めていかなければいけないのではないかと思います。

特に、住基ネット、マイナンバー、健康保険証など、多くの番号がひもづけなしに使われ、また、暗証番号が無数に増えていくようでは、多分使えない制度になってしまうと思います。今後の議論は、トータルのグランドデザインを考えながらやっていくということ

が重要ではないかと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

では、八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 2-2の1番目の「同一資本の企業グループ」と書いてあるのですけれども、同一資本の企業グループというのは、何か定義はありますか、出資比率何パーセント以上とか。

○経団連 基本的には、連結対象になるような企業になるかと思えます。

○八剣専門委員 連結対象ですか。

○経団連 はい。

○八剣専門委員 それは、何か理由がありますか。

○経団連 基本的には、実際にシェアードサービスが行われるケースに即した形で規制緩和の実現を望んでいるものです。

○八剣専門委員 シェアードサービスは、連結対象の会社に限定されていますか。

○経団連 基本的には連結対象にならないければ別会社という認識です。連結対象になれば資本関係もありますし、人的にも交流があるという前提で、シェアードサービスがどの範囲で行われたかという実態に即して規制を緩和いただきたいということでございます。

○八剣専門委員 ということは、シェアードサービスをされているということのほうがプライオリティーが高くて、連結になっているというのは、次の条件だと思えばいいですか。

○経団連 そうですね。シェアードサービスが行われる関係、典型的なのは、ここにあるように持株化して、実態としては、以前は同じ会社であって、社会保険関係の業務は一体として行われたのですが、今、持株化して組織形態が変わってしまったおかげで、業務自体をまた別の体制でやらなければいけなくなるという、そういう意味合いです。

あと、補足が1点ございます。

○経団連 今のシェアードという部分は、いわゆる企業側から見ると、同一資本で、例えば、連結している会社を、その会社の中でシェアード会社、持株会社を作ろうよとか、そんなイメージですが、もう一つのシェアードということで言うと、企業のアウトソーシングを受ける、例えば、事務手続会社、ここは資本に関係なく、同じ業務をまとめてやるという形態も1つあるかなと思っておりますので、ここのお話は前者のほうですが、世の中で言うアウトソーシングという部分で言うと、資本に関係なく、同一業務を1つの受託会社が運用しているというケースもあると思えます。

○八剣専門委員 そこは、よくわかっています。シェアードサービスは、一般的には資本関係のないところがやるので、その場合には、社労士の資格があつて当然なので、これは御要望ではないと思うのですが、51%以上ということにこだわられているのですよねという確認だけです。持分法適用とかは対象に入れないという御意思がある。

○経団連 そこは、特にありません。

○佐久間専門委員 そうすると、それは連結の子会社と、そういう概念と考えて、持分適用も連結なので。

○経団連 はい。

○八剣専門委員 持分適用も連結なので、連結まで入れるということですか、ということは20%と。

○佐久間専門委員 いや、今、言われていたのは、子会社ということだと理解したのですが、つまり、自らやって失敗しても、それは親子でしようがないということかなと思ったのですが。

○経団連 はい、大体そういうことです。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

厚労省からは、やはり、健保組合というのは4情報を持っていないから、これは事業主でやってくださいという御回答なのですけれども、これは、もうどうしようもないのでしょうか、そこら辺は変える必要があるということでしょうか。

健保はとにかく持っていないのでしようがないと。

○経団連 マイナンバー制度によって、健康保険組合も住基ネットの検索できる端末というのが設置されておりまして、4情報を入手することは可能な状況になっています。持ってないのではなく、入手できる状況にあるという認識です。

○高橋部会長 いや、厚労省は、そう言っているのでしょうか、違うの、事務局、いかがでしょうか、厚労省からの回答。

要するに、健保組合も4情報については把握できる状況にあるということですね。

○経団連 住基ネットを使えば、できるはずです。

○高橋部会長 わかりました。

ほかは、いかがでしょうか。

○石崎参事官 失礼しました。

今の御質問のところは「2. 健康保険組合におけるJ-LIS利用について」の中の要望の②の2つ目のポツのところを部会長は御指摘されていると思うのですけれども、そこでの厚労省からの御回答だと、J-LISを使用してマイナンバーを取得する場合には、4情報が必要となるが、健保組合では、いわゆる居所を住所として管理している場合もあり、加入者の全ての住民票上の住所を管理できている状況にはないと、そういう御回答だと思います。そのため、精度を欠く検索となることが想定されているため、取得したマイナンバーの本人特定に課題があると、少なくとも、厚労省からの御回答はそうなっているということです。

○高橋部会長 これに対するコメントは、いかがでしょうか、そういう話だと思いますけれども。

○経団連 今回の回答は、例えば、単身赴任をしている方などで、住民票を移さないで、住民票の住所と、単身赴任で住んでいる住所が違うパターンとか、そういうことがあるという話だと思うのです。

ただ、4情報は、住所、氏名、性別、生年月日ですので、3情報であれば、住所は違っていても個人を特定して、住基ネットからマイナンバーを取得することはできるとは思います。

それが、4情報突合でないと駄目なのか、3情報では駄目なのか、というところが論点ということだと思います。

○高橋部会長 そこは、厚労省と議論をしないと駄目だということですかね。

○経団連 そうだと思います。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お時間が参りましたので、ただいまの御説明につきましては、このぐらいにさせていただきますと思います。

本日の御議論を踏まえて、関係省庁にお示しして回答を求め、また、議論を深めてまいりたいと思います。

きょうは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(日本経済団体連合会 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして「中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について」に取り上げたいと思います。

本件につきましては、1月11日の行政手続部会において議論した重点分野「補助金」の取組方針(案)について、事務局より改めて御説明を頂戴したいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○石崎参事官 それでは、御説明をさせていただきます。

ただいま、高橋部会長から御指摘がありましたとおり、1月11日に中小企業の重点分野「補助金」の取組方針について、本部会で御議論をいただきまして、その御議論をいただいた結果の補助金の方針について、各省にお示しをしました。

結果として、一部表記の統一、例えば、申請システムと申請共通システム等の表記の統一はございますが、それ以外は変わらずということでしたので、これで取組方針としては固まり得ると思っております。

若干だけ御説明させていただきますと、1として、2020年4月から経産省が構築した補助金の共通システムに各種の補助金を搭載するというので、今年度中を目途に、まず、経産省として補助金名を特定すると。

2としては、経産省以外の各省庁及び有志自治体が所管する補助金についても、2020年4月から補助金申請システムに搭載することを目指す。そのために、IT室において2019年度にFS調査を実施する。FS調査を実施する補助金のリストについては、別紙のとおりでございます。それから、システムへの搭載のためのBPRを行うということ。

3として、各省は、上記のFS調査に協力すると。単に現行の手続を電子化するのにとどまらず、提出情報の共通化や可能な限りの添付資料の削減とBPRの取組を進めることとする。

4、IT室は、FS調査の結果を省庁及び有志自治体に対して逐次共有する。各省庁は、FS調査の結果を踏まえて、別紙に示された以外の補助金についてもシステムの搭載を検討する。

5. として、経産省として、こういった取組に全面的に協力する。

最後の※印でございますが、前回御議論をいただいたとおり、農水省の農業者向け申請システムと経産省の補助金共通システム、これにつきましては、ばらばらではないかという点で御指摘をいただいておりますが、これについては、両省で事務的に検討整理をするように指示をしております。

その結果につきましては、来月の部会で御議論いただくことにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等があれば、よろしくお願ひします。

どうぞ。

○大田議長 質問ですが、3の「各省庁等」の「等」には何が入るのでしょうか。

それから、経産省が他省や自治体のものをやるわけですから、予算措置は発生するのでしょうか。

○石崎参事官 等につきましては、有志自治体ということで等としております。

2番目につきまして、来年度の予算に関しましては、既に経産省で確保しております。

その次の現実に実行する段階につきましては、これは、IT室で行われるところのFS調査の結果を踏まえて、補助金名を特定した上で、要するに、共通システムの運用経費というのが掛かっておりますので、これについては、また、再来年度の予算で予算要求することによって政府部内で話し合うということになっております。

○高橋部会長 よろしいですか。

○大田議長 はい。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

何かございますか。

前回議論になった農水と経産については、しっかり両省で調整をしていただくというこ

とだと思しますので、これでよろしいでしょうか。

それでは、これをお認めいただいたということで、本取組方針については、本日の部会をもって決定することといたしたいと思えます。

それから、今、御紹介をいただきましたように、今後の部会で、農水と経産の、いわゆるシステムの整理につきましては、次の部会等で御報告をいただきたいと思っております。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の部会の日程につきましては、後日、事務局から御連絡をさせていただきます。

以上であります。

○高橋部会長 それでは、委員の方につきましては、連絡事項があるので、お残りいただければと思えます。

これにて会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。